

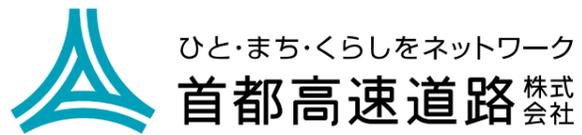
新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）

旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）

変更内容

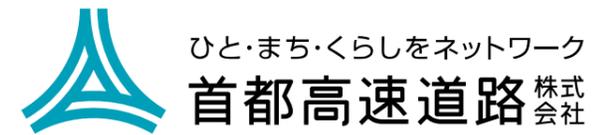
機械設備工事共通仕様書

2019年4月



機械設備工事共通仕様書

~~平成30~~年~~7~~月



変更

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容
第1章 総則	第1章 総則	
第1節 一般事項	第1節 一般事項	
1.1.2 用語の定義	1.1.2 用語の定義	
1 契約図書 契約書及び設計図書をいう。	1 契約書類 契約書及び設計図書をいう。	変更
		(略)
3 図面 入札等に際して、当社が示した設計図、当社から変更又は追加された設計図、設計図の基となる設計計算書等をいう。なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。 ただし、実施設計を含む工事にあつては、 <u>契約図書</u> 及び第11項に規定する監督職員の指示に従って作成され、 <u>当該監督職員が認めた実施設計の成果品の設計図を含むものとする。</u>	3 図—面 入札等に際して、当社が示した設計図、当社から変更又は追加された設計図、設計図の基となる設計計算書等をいう。ただし、実施設計を含む工事にあつては、契約書類及び第11項に規定する監督職員の指示に従って作成され、当該監督職員が認めた実施設計の成果品の設計図を含むものとする。	変更
14 指示 <u>契約図書の定めに基づき</u> 、監督職員が受注者に対し、 <u>工事の施工上必要な事項について書面により</u> 示し、 <u>実施させることをいう。</u>	14 指—示 監督職員が受注者に対し、 工事の施工上必要な事項について書面をもちて 示し、 実施させることをいう。	変更
15 承諾 <u>契約図書</u> で明示した事項について、 <u>発注者若しくは監督職員又は受注者若しくは現場代理人が書面により</u> 同意することをいう。	15 承—諾 契約書類で明示した事項について、 発注者若しくは監督職員又は受注者若しくは現場代理人が書面により 同意することをいう。	変更
16 協議 <u>書面により契約図書の協議事項について</u> 、 <u>発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</u>	16 協—議 書面により契約書類の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	変更
17 提出 監督職員が受注者に対し、 <u>又は受注者が監督職員に対し</u> 工事の施工上必要な事項を記載した <u>書面</u> 又はその他の資料を説明し、 <u>差し出すことをいう。</u>	17 提—出 監督職員が受注者に対し、 又は受注者が監督職員に対し 工事の施工上必要な事項を記載した書面又はその他の資料を説明し、 差し出すことをいう。	変更
	18 報—告 受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもちて知らせることをいう。	削除
	19 通—知 発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもちて知らせることをいう。	削除

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容
	20 書 面 手書き、印刷物の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。	削除
	21 立 会 契約書類に示された項目について、監督職員が臨場し内容を確認することをいう。	削除
	22 確 認 契約書に示された事項について、臨場若しくは関係資料により、その内容について契約書類との適合を確かめることをいう。	削除
18 提示 監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。	23 提 示 監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し工事に係わる書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。	変更
19 報告 受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面をもって知らせることをいう。		追加
20 通知 発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面によりお互いに知らせることをいう。		追加
21 連絡 連絡とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。		追加
22 納品 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。		追加
23 電子納品 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。		追加
24 情報共有システム 情報共有システムとは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。 なお、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。		追加

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容
<p>25 書面 <u>手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。</u> <u>また、電子データを電子メールにて提出することが可能と明記した書類については、電子データが書面に代わるものとする。なお、緊急を要する場合はファクシミリ又は電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</u></p>		追加
<p>26 立会 <u>契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</u></p>		追加
<p>27 確認 <u>契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員または受注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。</u></p>		追加
<p>28 整備・保管 受注者が監督職員に確認等を受けた書類を、<u>受注者の責任において、</u>整理した状態で保管することをいう。</p>	<p>24 整備・保管 受注者が監督職員に確認等を受けた書類を、受注者の責任において、整理した状態で保管することをいう。</p>	変更
		(略)
<p>1.1.3 契約図書の解釈 1 契約図書は、<u>相互に補完し合うものとし、</u>そのいずれか一方に定めのある事項は、<u>契約の履行を拘束する。</u></p>	<p>1.1.3 契約書類の解釈 1 契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれか一方に定めのある事項は、契約の履行を拘束する。</p>	変更
<p>1.1.5 日数の解釈 契約図書において使用する契約工期及びその他の日数は、<u>契約書第1条第9項によるものとし、</u>すべて暦日で示され、<u>土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、</u>年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、<u>天候不良等による休業休止日等を含むものとする。</u></p>	<p>1.1.5 日数の解釈 契約書類において使用する契約工期及びその他の日数は、契約書第1条第9項によるものとし、すべて暦日で示され、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始の12月29日から翌年1月3日までの間、天候不良等による休業休止日等を含むものとする。</p>	変更
<p>1.1.6 遵守すべき法令等 1 受注者は、<u>当該工事に関する諸法令を遵守し、</u>諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない</p>	<p>1.1.6 尊重すべき法令等 1 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用は受注者の責任と費用において行わなければならない</p>	変更
		(略)
<p>3 受注者は、<u>当該工事の設計図書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、</u>不適当であったり、<u>矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、</u>その確認を請求しなければならない。 4 設計図書に示される要領・基準等の改訂等が実施された場合には、その適用について受発注者間の協議により決定しなければならない。</p>	<p>3 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり、矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p>	変更
		(略)

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容
<p>1.1.7 書類の提出 2 受注者は、<u>書類を提出</u>するときは、<u>原本により行うものとし、原則として直接持参し、提出しなければならない。</u>この場合において、<u>次に掲げる書類以外の書類は、監督職員に提出するものとする。</u></p>	<p>1.1.7 書類の提出 2 受注者は、書類を提出するときは、原本により行うものとし、原則として直接持参し、提出しなければならない。この場合において、次に掲げる書類以外の書類は、主任監督員に提出するものとする。</p>	変更
		(略)
<p><u>3 前項によらず、設計図書において情報共有システムにより作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。</u></p>		追加
		(略)
<p>1.1.9 官公庁等への手続等 1 受注者は、<u>工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡</u>を保たなければならない。</p>	<p>1.1.9 関係官公署等への手続き等 1 受注者は、工事期間中、関係官公署その他の関係機関及び地元住民と緊密な連絡及び十分な協調を保たなければならない。</p>	変更
<p>2 受注者は、<u>工事施工にあたり、受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施</u>しなければならない。</p>	<p>2 受注者は、工事の施工に当たり、法令若しくは条例又は設計図書の定めにより、受注者が行うべき施工上必要な関係官公署への届出等を行うときは、自らの責任と費用により迅速に処理しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を受けなければならない。</p>	変更
<p><u>3 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示</u>しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、<u>写しを提出</u>しなければならない。</p>		追加
<p><u>4 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守</u>しなければならない。なお、<u>受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議</u>しなければならない。</p>		追加
	<p>3 受注者は、前項に規定する届出等に際しては、事前にその内容を記載した文書により監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p>	削除
	<p>4 受注者は、常に届出又は許可の条件を把握して工事を施工するとともに、その実施状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。</p>	削除
<p>5 受注者は、<u>工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努め</u>なければならない。</p>	<p>5 受注者は、地域住民から工事の施工に対する理解と協力を得られるよう努めるとともに、地域住民との間に紛争が生じないように努め、苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。また、その内容について後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時報告し、監督職員の指示があればそれに従うものとする。</p>	変更
<p>6 受注者は、<u>地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたら</u>なければならない。</p>	<p>6 受注者は、国、都、県、区、市その他の公共団体及び地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、受注者の行うべきものについては自らの責任において行うものとする。受注者は、交渉に先立ち、事前報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。</p>	変更
<p><u>7 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。</u>受注者は、<u>交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応</u>しなければならない。</p>		追加
<p><u>8 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</u></p>		追加
		(略)

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容
1.1.13 工事の下請負	1.1.13 工事の下請負	
(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 <u>なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</u>	(3) 下請負者は、 当該 下請負工事の施工能力を有すること。	変更
		(略)
1.1.14 施工体制台帳等 1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、 <u>施工体制台帳等通知書により施工体制台帳の写しを提出</u> しなければならない。	1.1.14 施工体制台帳等 1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、 工事着手までに、 施工体制台帳等通知書を提出しなければならない。	変更
2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。 (1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項 (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名 (3) 一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期	2 施工体制台帳には下記の内容を記載しなければならない。 (1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項 (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者、雇用管理責任者名 (3) 監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真 (4) 一次下請負人となる警備会社の商号または名称、現場責任者名、工期	変更
		(略)
5 第1項の受注者は、 <u>施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速やかに提出</u> しなければならない。	5 第1項の受注者は、 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、そのつど速 み やかに提出しなければならない。	変更
		(略)
1.1.15 監督職員の権限及びその行使 1 総括監督員	1.1.15 監督職員の権限及びその行使 1 総括監督員	変更
		(略)
(4) 総括監督員が有する権限及び行為は、(2)及び(3)に掲げる事項のほか、 <u>次の各号に掲げるものとする。</u>	(4) 総括監督員が有する権限及び行為は、 (2)及び(3)に掲げる事項のほか、 次の各号に掲げるものとする。	変更
		(略)
ヌ 契約書第23条第2項の規定に基づく工期変更の <u>受発注者間</u> 協議開始日の <u>通知</u>	ヌ 契約書第23条第2項の規定に基づく工期変更の発注者 <u>と受注者との</u> 協議開始日の通知	変更
ル 契約書第24条第2項の規定に基づく請負代金額の変更の <u>受発注者間</u> 協議開始日の <u>通知</u>	ル 契約書第24条第2項の規定に基づく請負代金額の変更の発注者 <u>と受注者との</u> 協議開始日の通知	変更
ヲ 契約書第25条第8項の規定に基づく請負代金額の変更の <u>受発注者間</u> 協議開始日の <u>通知</u>	ヲ 契約書第25条第8項の規定に基づく請負代金額の変更の発注者 <u>と受注者との</u> 協議開始日の通知	変更
		(略)
2 主任監督員	2 主任監督員	
		(略)
(2) 主任監督員は、 <u>契約図書</u> の定めるところにより、 <u>現場代理人等に指示、承諾又は協議</u> を行うことができる。	(2) 主任監督員は、 契約書類 の定めるところにより、 現場代理人等に指示、承諾又は協議 を行うことができる。	変更
(3) 主任監督員は、 <u>契約図書</u> において現場監督員の <u>立会</u> の上施工するものと指定された工事のほか、 <u>主任監督員が必要と認める工事についても随時立会</u> 、 <u>又は担当監督員に命</u>	(3) 主任監督員は、 <u>契約書類</u> において現場監督員の立会の上施工するものと指定された工事のほか、 主任監督員が必要と認める工事についても随時立会 、 又は担当監督員に命	変更

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容
じて立会わせることができる。	て立会わせることができる。	
カ 契約書第 <u>37</u> 条に係わる出来形検査	カ 契約書第 33 条に係わる出来形検査	
タ 契約書第 47 条第 2 項及び第 3 項の 提示 及び 通知	タ 契約書第 47 条第 2 項及び第 3 項の提示及び通知	
3 担当監督員	3 担当監督員	
		(略)
(2) 担当監督員は、 <u>主任監督員の指示</u> に基づき行う 契約図書 に定める検査及び立会（ 確認 を含む）を行うことができる。	(2) 担当監督員は、 主任監督員の指示 に基づき行う 契約書類 に定める検査及び立会（ 確認 を含む）を行うことができる。	変更
		(略)
1.1.16 現場代理人及び主任技術者等	1.1.16 現場代理人及び主任技術者等	
1 受注者は、 <u>現場代理人</u> 、 <u>専任の主任技術者</u> （以下「主任技術者」という。）又は専任の監理技術者（以下「監理技術者」という。）、 <u>専門技術者を定め</u> 、 <u>契約締結後 14 日以内に</u> 、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて 提出 しなければならない。	1 受注者は、 現場代理人 、 専任の主任技術者 （以下「主任技術者」という。）又は専任の監理技術者（以下「監理技術者」という。）、 専門技術者 、 総括安全衛生監理者 、 統括安全衛生責任者 、 専任の元方安全衛生管理者 （以下「元方安全衛生管理者」という。）を定め、 契約締結後 14 日以内に 、「現場代理人等選定通知書」に経歴書を添えて提出しなければならない。	変更
	2 受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者（以下「元方安全衛生管理代理者」という。）をあらかじめ定め、契約締結後 14 日以内に前項の「現場代理人等選定通知書」により提出しなければならない。	削除
<u>2</u> 契約書第 10 条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者は受注者に所属する者とする。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。	3 契約書第 10 条の規定に基づき設置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者、 総括安全衛生監理者 、 統括安全衛生責任者 、 元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者 は受注者に所属する者とする。 ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2 の第 6 項に該当する場合は、この限りではない。 なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。	変更
<u>3</u> 受注者は、入札前に技術資料を 提出 した工事にあつては、現場代理人、主任技術者又は監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。 なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を 提出 し、総括監督員の 承諾 を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を 提出 し、総括監督員の 承諾 を得なければならない。	4 受注者は、入札前に技術資料を提出した工事にあつては、現場代理人、主任技術者又は監理技術者を、技術資料に記載した配置予定技術者の中から選定しなければならない。なお、特殊な事情により配置予定技術者の中から選定することが困難な場合にあつては、「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得て技術資料に記載した技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定するものとする。また、選定後に技術資料に記載した者以外のものに特殊な事情により変更しようとする場合にあつても、変更前の技術者と同等以上の施工経験を有する者を選定したうえで「現場代理人等の変更承諾申請書」を提出し、総括監督員の承諾を得なければならない。	変更
		(略)
<u>4</u> 受注者は、 <u>第 1 項の現場代理人等を変更したときは</u> 、 <u>変更後 14 日以内に</u> 「変更選定通知書」を 提出 しなければならない。	5 受注者は、 第 1 項の現場代理人等を変更したときは 、 変更後 14 日以内に 「変更選定通知書」を提出しなければならない。	変更
<u>5</u> 受注者は、 <u>第 1 項の現場代理人</u> 、 <u>主任技術者</u> 又は <u>監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては</u> 、 <u>建設業法第 26 条の規定によるほか</u> 、 <u>軽微な工事を除き</u> 、次の規定によらなければならない。	6 受注者は、 第 1 項の現場代理人 、 主任技術者 又は 監理技術者及び専門技術者の選定に当たっては 、 建設業法第 26 条の規定によるほか 、 次の規定によらなければならない。	変更
		(略)

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容
(4) 専門技術者	(4) 専門技術者	
		(略)
<p><u>6</u> 監理技術者の選定に当たっては、<u>監理技術者資格者証</u>を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、<u>必ず</u>、<u>監理技術者資格者証</u>を携帯しなければならない。また、<u>監督職員</u>から<u>提示</u>を求められた時は、<u>これに従わなければならない</u>。</p>	<p>7 監理技術者の選定に当たっては、監理技術者資格者証を交付されている者のうちから選ばなければならない。また、必ず、監理技術者資格者証を携帯しなければならない。また、監督職員から提示を求められた時は、これに従わなければならない。</p>	変更
		(略)
<p>1.1.17 専任技術者 1 受注者は、<u>1.1.16 現場代理人及び主任技術者等の規定のほかに</u>、<u>設計図書</u>に定めのある場合は、<u>専任技術者を定め</u>、<u>当該工種の着手前に</u>、<u>専任技術者選定通知書を提出</u>しなければならない。なお、<u>当該専任技術者が複数の工種の資格を有しているときは</u>、<u>これらを兼ねることができるものとする</u>。</p>	<p>1.1.17 専任技術者 1 受注者は、1.1.16 現場代理人及び主任技術者等の規定のほかに、設計図書に定めのある場合は、専任技術者を定め、当該工種の着手前に、専任技術者選定通知書を監督員に提出しなければならない。なお、当該専任技術者が複数の工種の資格を有しているときは、これらを兼ねることができるものとする。</p>	変更
		(略)
<p>1.1.18 履行報告 受注者は、<u>契約書第11条の規定に基づき契約の履行を報告</u>しなければならない。この場合、<u>監督職員より特別の指示</u>がない限り1.4.2の第1項、<u>1.4.3</u>及び1.4.<u>10</u>をもって履行報告に代えることができるものとする。</p>	<p>1.1.18 履行報告 受注者は、契約書第11条の規定に基づき契約の履行を報告しなければならない。この場合、監督職員より特別の指示がない限り1.4.2の第1項、1.4.3及び1.4.9をもって履行報告に代えることができるものとする。</p>	変更
<p>1.1.19 工事着手</p>	<p>1.1.19 工事の着工</p>	変更
<p>1 受注者は、<u>設計図書</u>に定めのある場合を除き契約締結後30日以内に<u>着手</u>しなければならない。</p> <p>2 <u>工事着手</u>とは、<u>工期の始期日または設計図書において規定する始期日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）</u>、<u>実施設計を含む工事における実施設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手すること</u>をいう。</p>	<p>1 受注者は、設計図書に定めのある場合を除き契約締結後30日以内に<u>着工</u>しなければならない。なお、受注者は、工事の着工直前に着工届を提出しなければならない。</p> <p>2 <u>着工日</u>とは、工事を開始する日であって、受注者が工事のため現地において事務所の建設、測量又は施工計画書の作成を開始する日をいう。ただし、実施設計を含む工事においては、その設計を開始する日をいう。</p>	変更
<p>1.1.21 工事用地等の使用 1 受注者は、<u>契約書第16条第1項に規定する工事用地等</u>を無償で使用することができる。ただし、<u>使用途中において当社が返還を要求したときは</u>、<u>これに従わなければならない</u>。</p>	<p>1.1.21 工事用地等の使用 1 受注者は、契約書第16条第1項に規定する工事用地等を無償で使用することができる。ただし、使用途中において当社が返還を要求したときは、これに従わなければならない。</p>	変更

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容
<p>2 受注者は、<u>提供を受けた</u>用地を工事用仮設物等の<u>用地以外</u>の目的に使用してはならない。</p> <p>3 受注者は、<u>当社が権限を有する土地又は物件を使用するときは、</u><u>施工計画書にその使用内容を記載</u>しなければならない。<u>ただし、</u>使用中において、<u>その使用方法の変更又は一部返還を監督職員が指示したときは、</u>受注者は、<u>これに従わなければならない。</u></p> <p>4 <u>受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書</u>の定めまたは監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。</p> <p>5 発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。</p>	<p>2 受注者は、前項の工事用地等を専ら工事の施工の目的として使用しなければならない。</p> <p>3 受注者は、当社が権限を有する土地又は物件を使用するときは、「仮設建物等設置承諾申請書」を提出し、承諾を得なければならない。ただし、使用中において、その使用方法の変更又は一部返還を監督職員が指示したときは、受注者は、これに従わなければならない。</p>	変更
		(略)
<p>1.1.22 受注者が確保すべき用地等</p> <p>1 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、<u>自ら準備し、</u>確保しするものとする。この場合において、<u>工事の施工上受注者が</u>必要とする用地とは、<u>営繕用地（受注者の現場事務所、</u><u>宿舎、</u><u>駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等</u>専ら受注者が使用する用地並びに<u>構造物掘削</u>等に伴う借地等をいう。</p>	<p>1.1.22 1.1.22 受注者が確保すべき用地等</p> <p>1 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保しするものとする。この場合において、工事の施工上必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び専ら受注者が使用する用地等に伴う借地をいう。</p>	変更 変更
		(略)
<p>3 受注者は、<u>工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、</u>その土地等の所有者との間の契約を遵守し、<u>その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。</u></p>	<p>3 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。</p>	変更
		(略)
<p>1.1.25 工事の中止</p>	<p>1.1.25 1.1.25 工事の中止</p>	
<p>1 発注者は、<u>契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、</u>受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、<u>必要とする期間、</u>工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。</p>	<p>1 発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。</p>	変更
		(略)
<p>(5) 受注者が<u>契約図書</u>または監督職員の指示に従わないとき。</p>	<p>(5) 受注者が契約書類又は監督職員の指示に従わないとき。</p>	変更
		(略)
<p>1.1.29 工事のしゅん功</p>	<p>1.1.29 1.1.29 工事のしゅん功</p>	
		(略)
<p>(4) 次に掲げる、<u>しゅん功図書</u>等の整備が<u>設計図書</u>により完了していること。</p>	<p>(4) 次に掲げる書類等の整理が完了し、しゅん功図書については電子納品等運用ガイドラインに基づき完了していること。</p>	変更

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容
<p>①しゅん功図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>しゅん功図(出来形図、施工図含む)</u> ・ <u>地質・土質調査成果</u> ・ <u>i-Construction 関連成果</u> ・ <u>材料計算書</u> ・ <u>設計計算書</u> ・ <u>数量計算書</u> ・ <u>管理カード</u> ・ <u>図面管理ファイル</u> <p>②工事書類(工事帳票・工事写真)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>施工計画書(実施工程表含む)、作業計画書</u> ・ <u>工事打合せ簿</u> ・ <u>材料検査に関する書類</u> ・ <u>品質管理に関する書類(原寸・仮組立に係るものを含む)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> イ 契約書（写し）及び工事請負現場説明書（写し） ロ 金額を記載しない設計書（写し）及び図面 ハ 施工計画書、作業計画書及び実施工程表 ニ 工事打合せ簿 ホ 工事週報 ヘ 材料検査に関する書類 ト 支給材料及び貸与品に関する書類 チ 機器承諾図 リ 設計計算書 ヌ 現場検査カード ル 工事写真 ヲ しゅん功図書 ワ 工事完了明細報告書 カ 「保全情報管理システム管理カード作成仕様書」（首都高速道路株式会社平成22年7月制定）に基づき作成した管理カード ヨ その他検査に必要な書類、記録、写真等 	<p>削除 変更</p>

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>支給材料に関する書類</u> ・<u>貸与品に関する書類</u> ・<u>工事写真</u> ・<u>その他、施工計画、施工体制、施工管理、安全管理等に係る書類</u> ③<u>契約図書・契約関係図書(写し)</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>契約書(写し)及び工事請負現場説明書(写し)</u> ・<u>金額を記載しない設計書(写し)及び図面</u> ・<u>その他、契約関係に係る書類</u> ④<u>その他</u> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>工事完了明細報告書</u> ・<u>その他、検査に必要な書類、記録等</u> <p>ここで、「材料検査に関する書類」とは第2章材料により提出を求めている書類である。</p>		追加
		(略)
<p>4 受注者は、工事が完成したときは管理カードを作成し、電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。</p>		追加
<p>5 受注者は、工事が完成したときは自らの費用により工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託、または請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書の作成・提出が不要な場合は、監督職員からの指示を行う。</p>	<p>4 受注者は、工事が完成したときは当社制定の「<u>工事完了明細報告書作成マニュアル(受注者用)</u>」に基づき自らの費用により工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託、または請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書が不要な場合は、監督職員からの指示を行う。<u>工事完了明細報告書は「電子納品等運用ガイドライン」の対象外とする。</u></p>	変更
		(略)
<p>1.1.35 しゅん功図書</p>	<p>1.1.35 しゅん功図書</p>	
<p>1 受注者は、<u>工事が完成したときは、当社制定「電子納品等運用ガイドライン」に基づきしゅん功図書を作成し、納品し</u>なければならない。ただし、<u>設計図書</u>にしゅん功図書の作成方法について、<u>特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。</u></p>	<p>1 受注者は、工事が完成したときは、当社制定「電子納品等運用ガイドライン」に基づきしゅん功図書を作成しなければならない。ただし、設計図書にしゅん功図書の作成方法について、特別の定めのある場合は、その定めに従わなければならない。</p>	変更
		(略)
<p>1.1.37 建設副産物</p>	<p>1.1.37 建設副産物</p>	
		(略)
<p>6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。<u>また、建設副産物実態調査(センサス)についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督職員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</u></p>	<p>6 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を搬入または搬出する<u>工事のうち、当該工事が一定規模以上の工事(表1.1)</u>の場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。</p>	変更

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容		
	<p style="text-align: center;">表-1.1 一定規模以上の工事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 再生資源利用計画（実施書）の作成 次の建設資材を搬入する工事 1. 土砂 ……………1,000m³以上 2. 砕石 ……………500t以上 3. 加熱アスファルト混合物 ……200t以上 </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> 再生資源利用促進計画（実施書）の作成 次の副産物を搬出する工事 1. 土砂 ……………1,000m³以上 2. コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材 建設汚泥 建設混合廃棄物 </td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">合計200t以上</p>	再生資源利用計画（実施書）の作成 次の建設資材を搬入する工事 1. 土砂 ……………1,000m³以上 2. 砕石 ……………500t以上 3. 加熱アスファルト混合物 ……200t以上	再生資源利用促進計画（実施書）の作成 次の副産物を搬出する工事 1. 土砂 ……………1,000m³以上 2. コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材 建設汚泥 建設混合廃棄物	削除
再生資源利用計画（実施書）の作成 次の建設資材を搬入する工事 1. 土砂 ……………1,000m³以上 2. 砕石 ……………500t以上 3. 加熱アスファルト混合物 ……200t以上	再生資源利用促進計画（実施書）の作成 次の副産物を搬出する工事 1. 土砂 ……………1,000m³以上 2. コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材 建設汚泥 建設混合廃棄物			
		(略)		
<p>1.1.40 工事関係者に対する措置請求</p>	<p>1.1.40 工事関係者に対する措置請求</p>			
<p>1 発注者は、<u>現場代理人</u>が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、<u>受注者</u>に対して、<u>その理由を明示した書面</u>により、<u>必要な措置をとるべきことを請求</u>することができる。</p>	<p>1 発注者 又は監督職員は、現場代理人 （統括安全衛生責任者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	変更		
<p>2 発注者又は監督職員は、<u>主任技術者（監理技術者）</u>、<u>専門技術者</u>、<u>専任技術者</u>（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、<u>受注者</u>に対して、<u>その理由を明示した書面</u>により、<u>必要な措置をとるべきことを請求</u>することができる。</p>	<p>2 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者 又は統括安全衛生責任者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）、総括安全衛生監理者、元方安全衛生管理者、元方安全衛生管理代理者が工事目的物の品質・出来形の確保および工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p>	変更		
		(略)		
	<p>1.1.42 管理カードの作成</p> <p>受注者は、工事が完成した時は、当社制定の保全情報管理システム管理カード作成要領に基づき自らの費用により管理カードを作成し、しゅん功検査日までに監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、カードの作成を第三者に委託又は請負わせてはならない。</p>	削除		
<p>第2節 照査</p>	<p>第2節 照査</p>			
<p>1.2.1 設計書等の照査</p> <p>1 受注者は、<u>工事の施工前</u>に、<u>設備計算書</u>、<u>図面</u>及び材料計算書（以下「計算書等」という。）について、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行わなければならない。</p> <p>ただし、<u>実施設計付き工事</u>における実施設計の照査は、<u>設計共通仕様書（施設編）</u>によるものとする。</p>	<p>1.2.1 設計書等の照査</p> <p>1 受注者は、工事の善工前に、設備計算書、図面及び材料計算書（以下「計算書等」という。）について、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行わなければならない。</p> <p>ただし、実施設計付き工事における実施設計の照査は、設計共通仕様書（施設編）によるものとする。</p>	変更		
		(略)		
<p>第4節 施工管理</p>	<p>第4節 施工管理</p>			

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容
1.4.1 一般	1.4.1 一般	
1 受注者は、 <u>工事目的物が契約図書に適合するよう</u> 工事を施工するために、 <u>自らの責任により設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。</u>	受注者は、 工事目的物が契約書類に適合するよう 工事を施工するために、 自らの責任により設備、組織等の施工管理体制を確立しなければならない。	変更
2 <u>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</u>		追加
1.4.3 施工計画書	1.4.3 施工計画書	
1 受注者は、 <u>工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出し、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。</u>	1 受注者は、 工事着手前に次の各号に掲げる事項を記載した 施工計画書を提出しなければならない。また、 監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。	変更
(1) 工事概要	(1) 工事概要	
(2) 実施工程表 (事前に1.4.2により、 <u>主任監督員の承諾を得ること。</u>)	(2) 実施工程表 (事前に1.4.2により、 主任監督員の承諾を得ること。)	変更
(3) <u>現場組織表</u>	(3) 現場組織	追加
(4) <u>主要機械</u>	(4) 緊急時の体制	
	(5) 仮設備計画	削除
	(6) 保安設備	削除
	(7) 使用材料（品名、規格、製造業者名、適合規格を記載する。） 適合規格については、設計図書、主木材料共通仕様書及びJIS規格番号を明記する。	削除
	(8) 主要機械	変更
(5) <u>主要資材</u>	(9) 施工計画	変更
(6) <u>施工方法（主要機械、仮設備計画、保安設備、工事用地等を含む）</u>		追加
(7) <u>施工管理計画（品質管理、出来形管理、写真管理）</u>		追加
(8) <u>安全管理</u>		追加
(9) <u>緊急時の体制及び対応</u>		追加
(10) <u>交通管理</u>		追加
	(10) 搬送計画	削除
	(11) 工事用道路の維持管理、補修及び使用方法等計画	削除
(11) <u>環境対策</u>	(12) 環境対策	変更
(12) <u>現場作業環境の整備</u>		追加
	(13) 安全衛生管理（リスクアセスメント実施計画も記載する。）	削除
	(14) 防災対策計画	削除

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容
	(15) 社内検査体制 (工種ごとの検査責任者及び検査項目も記載する。)	削除
	(16) 品質出来形管理体制	削除
(13) <u>再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</u>	(17) 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画 (1.1.39第3項で規定する工事に該当する場合)	変更 削除
	(18) 建設廃棄物処理計画	削除
(14) その他（例： <u>総合評価施工計画</u> 、ETC業務用カードの管理等）	(19) その他 必要と認められる事項 （ETC業務用カードの管理等）	変更
2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を 提出 しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について 提出 した変更施工計画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、 提出 した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差 <u>し</u> 込むこと。併せて、作業計画書を差 <u>し</u> 込んだことがわかるよう整理すること。	2 受注者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならない。なお、その後変更が生じた場合には、その都度、当該箇所について提出した変更施工計画書の差替えを行い、合わせて、削除、追記等その変更内容を記した履歴簿を添付すること。なお、差替える内容が、提出した作業計画書と重複する場合には、変更施工計画書に当該の作業計画書を差込むこと。併せて、作業計画書を差込んだことがわかるよう整理すること。	追加
		(略)
1.4.6 作業計画書	1.4.6 作業計画書	
1 受注者は、 設計図書 に定められているとき、または監督職員からの 指示 があった場合には、当該作業着手前に、以下の事項を記載した「作業計画書」を 提出 しなければならない。	1 受注者は、設計図書に定められているとき、または監督職員からの指示があった場合には、当該作業着手前に、以下の事項を記載した「作業計画書」を提出しなければならない。	
(1) <u>現場組織表(当該作業に関する施工体制)</u>	(1) 施工体制	追加
	(2) 作業工程	削除
(2) <u>当該工種の施工方法</u> （施工順序及び施工範囲含む）	(3) 施工方法（施工順序及び施工範囲含む）	変更
(3) 使用 <u>資材</u>	(4) 使用材料	変更
(4) <u>使用機械</u>	(5) 機械器具類	変更
(5) 施工管理計画（ <u>品質管理、出来形管理、写真管理</u> ・社内検査体制）	(6) 品質及び 施工管理計画（社内検査体制 <u>含む</u> ）	変更
(7) その他各節に特に定める事項等	(7) その他各節に特に定める事項等	
2 受注者は、 <u>作業計画書</u> の内容に変更が生じた場合には、 <u>その都度</u> 当該作業着手前に変更に関する事項について、「変更作業計画書」を 提出 しなければならない。	2 受注者は、 作業計画書 の内容に変更が生じた場合には、 その都度 当該作業着手前に変更に関する事項について、「変更作業計画書」を提出しなければならない。	
3 作業計画書に記載される内容が、既に 提出 されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、 提出 されている場合には監督職員の 承諾 を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の 提出 を省略することができる。	3 作業計画書に記載される内容が、既に提出されている施工計画書もしくは変更施工計画書に記載され、提出されている場合には監督職員の承諾を受けた上で、当該作業の「作業計画書」の提出を省略することができる。	
<u>4 受注者は、あらかじめ監督職員に承諾を受けた場合には、作業計画書に記載すべき内容を施工計画書もしくは変更施工計画書に記載することで作業計画書の提出を省略することができる。</u>		追加
<u>5 提出</u> した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差 <u>し</u> 込むこと。	4 提出した作業計画書の内容を変更施工計画書に反映する必要がある場合には、当該の作業計画書を変更施工計画書に差込むこと。	変更

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容
1.4.9 出来形の管理	1.4.9 出来形の管理	
<p>1 受注者は、<u>設計図書</u>に出来形規格値の定めがあるときは、<u>規格値</u>に則った出来形の管理を行わなければならない。</p> <p>なお、<u>設計図書</u>に定めがない場合は、監督職員の<u>指示</u>により出来形の管理をしなければならない。</p>	<p>受注者は、設計図書に出来形規格値の定めがあるときは、規格値に則った出来形の管理を行わなければならない。</p> <p>なお、設計図書に定めがない場合は、監督職員の指示により出来形の管理をしなければならない。</p>	変更
<p>2 受注者は、工事の完成後、「出来形図表」を提出しなければならない。</p>	<p>受注者は、補修工事の完成後、「出来形図表」を提出しなければならない。</p>	変更
1.4.10 現場社内検査	1.4.10 現場社内検査	
		(略)
<p>5 受注者は、<u>現場社内検査</u>について、<u>あらかじめその頻度を計画できる場合には施工計画書にその頻度を記載しなければならない。また、作業が定常的となった場合や、品質及び出来形に均一性が確認できる場合には、監督職員と協議の上、その頻度を見直すことができる。</u></p>		追加
1.4.11 工事週報等	1.4.11 工事週報等	
<p>1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。</p>	<p>1 受注者は、翌週に予定している工事内容並びに翌週の現場における工事材料検査及び工事施工立会予定を記載した「工事週報・立会検査願」を作成し、その電子データを電子メールにて前週の営業日の末日までに提出するとともに、工事の実施後はその電子データに実施した工事の内容を記載して速やかに提出しなければならない。ただし、電子メールによる提出が困難な場合は、紙による提出も可能とする。なお、提出されたものを整備・保管し、しゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に確認できるようにしなければならない。</p>	削除
<p>2 前項において、<u>準備工、工場製作工等の期間は、「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。この場合、省略する期間を打合せ簿により主任監督員に報告すること。ただし、主任監督員から提出の指示があった場合にはこの限りではない。</u></p>	<p>2 前項において、準備工、工場製作工等の期間は、監督職員の承諾を受けたうえで「工事週報・立会検査願」の工事週報に関する項目の作成及び提出を省略することができる。</p>	変更
<p>3 受注者は、<u>第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに報告</u>しなければならない。なお、<u>報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。</u></p>	<p>3 受注者は、第1項の「工事週報・立会検査願」による工事の予定の内容に変更が生じたときは、速やかに報告しなければならない。なお、報告方法については、第1項の提出方法に準ずるものとする。</p>	変更
<p>4 受注者は、<u>前月分の作業実績及びその月に実施する予定の工事内容等を「工事進捗状況表」に記載し、毎月5日までに、これを提出</u>しなければならない。この場合において、<u>実施工程に変更が生じたときは、実施工程表の変更を1.4.2第2項の規定により行わなければならない。</u></p>	<p>4 受注者は、前月分の作業実績及びその月に実施する予定の工事内容等を「工事進捗状況表」に記載し、毎月5日までに、これを提出しなければならない。この場合において、実施工程に変更が生じたときは、実施工程表の変更を1.4.2第2項の規定により行わなければならない。</p>	変更
	<p>5 受注者は、作業日誌、材料受払簿、施工管理試験記録その他必要な帳簿を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	削除
		(略)
1.4.13 環境保全	1.4.13 環境保全	
1.4.14 作業用機械の選定等	1.4.13 作業用機械の選定等	
<p>1 受注者は、<u>工事に使用する作業用機械の選定、使用等について、1.4.14に示される機械を選定、使用等</u>しなければならない。</p>	<p>1 受注者は、工事に使用する作業用機械の選定、使用等について、設計図書により機械が指定されている場合には、これに適合した機械を使用しなければならない。ただし、条</p>	変更

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容
	件のよい機械がある場合には、監督職員の承諾を得て使用することができる。	
	2 受注者は、「騒音規制法」第14条及び「振動規制法」第14条に基づき、区市に届出を行ったときは、速やかに報告しなければならない。	削除
2 受注者は、作業用機械の操作、組立又は解体に当たっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。	3 受注者は、作業用機械の操作、組立又は解体に当たっては、安全に配慮し、その周辺に人的・物的な危害を与えないよう自らの責任と費用により必要な措置を講じなければならない。	変更
		(略)
1.4.16 支給材料及び貸与品	1.4.16 支給材料及び貸与品	
支給材料及び貸与品については、契約書第15条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。	支給材料及び貸与品については、契約書第15条の規定によるほか、次の各号によらなければならない。	変更
(1) 受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	(1) 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」について、設計図書に記載がない場合は、監督職員の指示によらなければならない。	変更
(2) 受注者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、引き渡しの日から7日以内に「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。	(2) 受注者は、契約書第15条第1項の規定に基づき、支給材料及び貸与品の支給を受ける場合は、速やかに「支給材料・貸与材料使用明細書」を提出しなければならない。	変更
(3) 契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。		追加
	(3) 受注者は、支給材料又は貸与品の保管場所の整備を行い、支給材料又は貸与品の受入れに支障のないようにしなければならない。この場合において、保管場所の位置、面積、構造等及び支給材料又は貸与品の貯蔵方法等について監督職員の承諾を得なければならない。	削除
(4) 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかななければならない。	(4) 受注者は、支給材料又は貸与品について、当社から支給又は貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかななければならない。	変更
(5) 受注者は、しゅん功時（しゅん功前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に、「支給材料・貸与材料返還通知書」を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。		追加
	(5) 受注者は、支給材料又は貸与品については、設計図書で定められた使用目的以外の用途に使用してはならない。	削除
(6) 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、「支給材料・貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。 なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。	(6) 受注者は、毎月5日までに「支給材料・貸与品使用管理状況一覧表」を提出し、支給材料及び貸与品について、前月分の使用及び保管の状況を明らかにしなければならない。	変更
(7) 受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。		追加
(8) 受注者は、貸与鋼材の使用に当たって溶接又は切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接・切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。	(7) 受注者は、貸与鋼材の使用に当たって溶接又は切断を行う場合は、「貸与鋼材溶接願又は貸与鋼材切断願」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。	変更
(9) 受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。		追加
(10) 支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。		追加

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容
<u>(11) 受注者は、支給材料または貸与品について、当社から支給または貸与されたものであることを明らかに識別できるようにしておかなければならない。</u>		追加
<u>(12) 受注者は、当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、当社制定の機械器具貸与仕様書の規定によらなければならない。</u>	(8) 受注者は、 当社から貸与される機械器具の使用に当たっては、当社制定の機械器具貸与共通仕様書の規定によらなければならない。	変更
	(9) 受注者は、契約書第15条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」については、「返還材料調書」又は「貸与材料返還通知書」を提出し、監督職員の指示を受けなければならない。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできない。	削除
		(略)
1.4.17 工事現場発生品	1.4.17 現場発生品	
1 受注者は、 <u>設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出</u> しなければならない。	1 受注者は、 工事の施工に伴い、設計図書に定めのない現場発生品を発見したときは、直ちに報告し、監督職員の指示を受けるとともに、当該発生品の品名、規格及び数量について監督職員の確認を受けた後、「発生品報告書」を提出 しなければならない。	変更
2 受注者は、 <u>第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものの</u> については、 <u>監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出</u> しなければならない。	2 受注者は、 工事の施工によって生じた現場発生品については、前項に規定する「発生品報告書」を作成し、監督職員の指示する場所で引き渡さなければならない。	変更
		(略)
1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者	1.5.2 総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者	
1 受注者は、 <u>総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。なお、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者について、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、および、平成5年3月31日付基発第209号の2「中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について」労働省労働基準局長に定める要件に当てはまらない場合には統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者の配置を必ずしも求めない。</u>	1 受注者は、 1.1.16に規定する 総括安全衛生監理者、 統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者を配置し、安全衛生管理の業務に従事させなければならない。統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、現場に常駐させなければならない。	変更
2 <u>受注者は、前項により、総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を配置した場合には、「総括安全衛生監理者等選定通知書」に経歴書を添えて提出</u> しなければならない。		追加
3 <u>受注者は、前項の元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等、その職務を遂行できないときは、その職務を代行する者(以下「元方安全衛生管理代理者」という。)をあらかじめ定め、前項の「総括安全衛生管理者等選定通知書」により提出</u> しなければならない。		追加
4 <u>前項により配置する総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者は受注者に所属する者とする。ただし、統括安全衛生責任者は、1.5.2の第11項に該当する場合は、この限りではない。なお、受注者に所属する者とは、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で派遣社員及びアルバイトを除く。</u>		追加
5 <u>受注者は、第1項及び第3項の総括安全衛生監理者等を変更したときは、変更後14日以内に「変更選定通知書」を提出</u> しなければならない。		追加
6 <u>受注者は、第1項の総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者並びに第3項の元方安全衛生管理代理者の選定に当たっては、次に掲げる者を選定</u> しなければならない。		追加
(1) 総括安全衛生監理者		移動

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容
受注者から店社において受注工事現場の安全衛生について統括安全衛生責任者の指導・監督する権限を与えられた者		移動
(2) 統括安全衛生責任者		移動
労働安全衛生法第15条に規定する統括安全衛生責任者(当該場所においてその実施を統括管理する者)		追加
(3) 元方安全衛生管理者		移動
労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者で、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者		追加
(4) 元方安全衛生管理代理者		移動
労働安全衛生法第15条の2に規定する元方安全衛生管理者と同等の資格及び権限を有し、工事の安全衛生に係わる法規及び実務に精通した者		追加
7 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。	2 総括安全衛生監理者は、次に掲げる業務を遂行しなければならない。	変更
(1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。	(1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。	
(2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。	(2) 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。	
(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。	(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。	
(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。	(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。	
(5) 毎月1回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し、 <u>施工計画書のとおり</u> 工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの <u>確認</u> をすること。	(5) 毎月1回以上工事現場内外を巡視して工事現場の状況を把握し、 施工計画書のとおり 工事の施工及び安全衛生管理が行われているかどうかの <u>確認</u> をすること。	変更
(6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、 <u>統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示</u> すること。	(6) 工事を進める上で安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、 統括安全衛生責任者に速やかに処置を指示 すること。	変更
(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、 <u>安全衛生に必要な業務</u> を行うこと。	(7) 現場で組織される安全協議会等に随時参加し、 安全衛生に必要な業務 を行うこと。	変更
(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。	(8) その他労働災害を防止するための措置に関すること。	
8 統括安全衛生責任者は、 <u>現場に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を統括管理</u> しなければならない。	3 統括安全衛生責任者は、 現場に常駐し、労働安全衛生法第15条及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を統括管理 しなければならない。	変更
(1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、 <u>直ちに処置</u> すること。	(1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等の必要がある場合は、 直ちに処置 し、その結果を報告 すること。	削除
(2) 災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、 <u>直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは、労働者等を工事現場周辺から退去させ、報告</u> するとともに関係機関に <u>連絡</u> しなければならない。	(2) 災害及び事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、 直ちに付近住民、一般通行人その他の第三者及び必要があるときは、労働者等を工事現場周辺から退去させ、報告 するとともに関係機関に <u>連絡</u> しなければならない。	変更
9 元方安全衛生管理者は、 <u>現場に専属のものと</u> し、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、 <u>工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置しなければならない。また、労働安全衛生法第29条に基づき実施した指導、指示の記録を整備し、これを整理・保管し、現場監督員が請求した場合は、直ちに提示</u> しなければならない。	4 元方安全衛生管理者は、 現場に常駐し、労働安全衛生法第15条の2及び第30条第1項に規定されている業務のほか、次に掲げる業務を管理 しなければならない。 なお、元方安全衛生管理者は、他の技術者と兼務できない。	変更
	(1) 工事を進める上で、安全衛生管理に関する改善等を行う場合は、統括安全衛生責任者と連絡を密にして、速やかに処置すること。	削除

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容
	(2) 安全衛生管理について、安全衛生管理日誌を毎日作成し、監督職員が請求した場合及びしゅん功検査、一部しゅん功検査、中間検査時に提示すること。提示のみを義務づけるが、納品は不要とする。なお、様式については、当社で定めるものを標準とするが、受注者が標準ではない様式を希望する場合には、予め施工計画書にその様式を添付し、監督職員の承諾を得ることにより、標準の様式に代えることができるものとする。	削除
<p>10 元方安全衛生管理代理者は、<u>元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。</u></p> <p><u>なお、この場合、代理を務める期間にあつては現場に専属の者でなければならない。</u></p>	<p>5 元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者がやむを得ない事情により不在となる等その職務を遂行できないときは、現場に常駐し、前項に定める元方安全衛生管理者の業務を遂行しなければならない。</p> <p>なお、元方安全衛生管理代理者は、元方安全衛生管理者が不在となる等、その職務を遂行できないときにあつては、他の技術者と兼務できない。</p>	変更
<p>11 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者（原則として統括安全衛生責任者）を指名し通知するものとする。</p>	<p>6 主任監督員は、一の場所において二以上の工事が混在して施工をする場合、労働安全衛生法第30条第2項の規定により、受注者と協議の上、現場を統括管理する主たる統括安全衛生管理義務者（原則として統括安全衛生責任者）を指名し通知するものとする。</p>	変更
<p>12 受注者は、<u>工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</u></p>	<p>7 受注者は、工事中における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。</p>	変更
<p>1.5.4 工事現場</p>	<p>1.5.4 工事現場</p>	
		(略)
<p><u>5 受注者は、工事現場において交通誘導警備業務を行う必要のある場合は、交通誘導業務を行う場所ごとに検定合格者を1名以上配置することにより、事故の発生を警戒、及び防止しなければならない。</u></p>		追加
		(略)
<p>1.5.10 交通安全管理</p>	<p>1.5.10 交通安全管理</p>	
		(略)
<p>6 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、<u>受注者の責任において使用するものとする。</u></p>	<p>6 監督職員が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p>	変更
		(略)
<p>1.3 受注者は、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努め、<u>確認の記録を整備</u>しなければならない。なお、監督職員から指示があった場合は、速やかに提示すること。</p>	<p>1.3 受注者はチェックシートにより、作業前ミーティング等において、運転者の運転免許証、健康状態、酒気帯びの有無をチェックするなど、運転者の法令遵守及び安全管理に努めなければならない。なお、監督職員からチェックシートの提出指示があった場合は、速やかに提出すること。</p>	変更
<p>1.5.11 安全・訓練等の実施</p>	<p>1.5.11 安全・訓練等の実施</p>	
<p>1 受注者は、<u>土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室 平成4年4月14日）に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</u></p>	<p>1 受注者は、建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室 平成4年4月14日）に基づき、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p>	変更

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容
<p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 土木工事安全管理指針等の周知徹底 (4) 当該工事における現場組織図及び緊急時の体制の確認 (5) 当該工事における災害対策訓練 (6) 当該工事現場で予想される事故対策 (7) その他、<u>安全・訓練等として必要な事項</u> 2 受注者は、<u>当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を施工計画書に記載しなければならない。</u></p>	<p>(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 土木工事安全管理指針等の周知徹底 (4) 当該工事における現場組織図及び緊急時の体制の確認 (5) 当該工事における災害対策訓練 (6) 当該工事現場で予想される事故対策 (7) その他、安全・訓練等として必要な事項 2 受注者は、当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を施工計画書に記載しなければならない。</p>	変更
<p>3 受注者は、<u>安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事週報等に記録し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。</u></p>	<p>3 受注者は、安全・訓練等の実施状況をビデオ等又は工事週報等に記録し、報告しなければならない。</p>	変更
		(略)
<p>第6節 監督職員が行う検査</p>	<p>第6節 監督職員が行う検査</p>	
<p>1.6.1 一般</p>	<p>1.6.1 一般</p>	変更
<p><u>1 監督職員は、設計図書に定められた出来形及び品質を確保するため、<u>書類又は立会</u>により、<u>出来形、品質、数量等を確認</u>する検査を行うものとする。この場合において、<u>受注者が1.4.8により提示</u>した現場社内検査の結果を参考とする。</u></p>	<p>監督職員は、設計図書に定められた出来形及び品質を確保するため、<u>書類又は立会</u>により、<u>出来形、品質、数量等を確認</u>する検査を行うものとする。この場合において、<u>受注者が1.4.8により提示</u>した現場社内検査の結果を参考とする。</p>	変更
<p><u>2 受注者は、監督職員が行う検査について、<u>あらかじめその頻度を計画できる場合には監督職員と協議の上、施工計画書にその頻度を記載しなければならない。また、作業が定常的となった場合や、品質及び出来形に均一性が確認できる場合には、監督職員と協議の上、その頻度を見直すことができる。</u></u></p>		追加
		(略)
<p>1.6.2 検査</p>	<p>1.6.2 検査</p>	
		(略)
<p>5 受注者は、<u>第1項から第3項までの検査には、1.4.10第3項に規定する現場社内検査責任者及び1.1.17に規定する専任技術者を臨場させなければならない。</u></p>	<p>5 受注者は、第1項から第3項までの検査には、1.4.8第3項に規定する現場社内検査責任者及び1.1.17に規定する専任技術者を臨場させなければならない。</p>	変更
<p>第8節 検査員等が行う検査</p>	<p>第8節 検査員等が行う検査</p>	
		(略)
<p>1.8.2 しゅん功検査</p>	<p>1.8.2 しゅん功検査</p>	
<p>1 検査担当者は、<u>契約書第31条第2項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知するものとする。</u></p>	<p>1 検査担当者は、契約書第31条第2項に定める期間内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知するものとする。</p>	変更
	<p>2 受注者は、しゅん功検査を受けるに先立ち、<u>社内において、当該工事の管理について指導・監督する権限を与えられた社内検査責任者による社内検査を実施するとともに、現場検査カードを提出しなければならない。</u></p>	削除
<p><u>2 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の提出、<u>測定</u>、<u>足場の設置等</u>について、<u>あらかじめ現場監督員と十分打合せを行い、その指示に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。</u></u></p>	<p>3 受注者は、しゅん功検査に必要な資料の提出、<u>測定</u>、<u>足場の設置等</u>について、<u>あらかじめ現場監督員と十分打合せを行い、その指示に従わなければならない。検査用の足場の設置、撤去等については、自らの責任と費用により行わなければならない。</u></p>	変更

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容
3 受注者は、 <u>しゅん功検査に必要な人員、機材等</u> を提供しなければならない。	4 受注者は、 しゅん功検査に必要な人員、機材等 を提供しなければならない。	変更
4 しゅん功検査の内容 検査員等は、 <u>工事目的物の対象として、次に各号に掲げる検査を行うものとする。</u>	5 しゅん功検査の内容 検査員等は、 工事目的物の対象として、次に各号に掲げる検査を行うものとする。	変更
		(略)
5 立会人	6 立会人	変更
		(略)
6 修 補	7 修 補	変更
		(略)

資料 各技術者等の選定及び兼任表															資料 各技術者等の選定及び兼任表															変更													
本人に対する他の技術者等				兼任の可否											本人に対する他の技術者等				兼任の可否																								
				施工管理			安全管理				照査管理		設計管理						施工管理			安全管理				照査管理		設計管理															
管理種類	名称	技術者等の所属	選定人数	当社へ各選定通知書による通知の要否	現場代理人	主任技術者又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者	照査担当技術者	管理技術者	照査技術者	担当技術者	管理種類	名称	技術者等の所属	選定人数	当社へ各選定通知書による通知の要否	現場代理人	主任技術者又は監理技術者	専門技術者	専任技術者	総括安全衛生監理者	統括安全衛生責任者	元方安全衛生管理者	元方安全衛生管理代理者	照査担当主任技術者	照査担当技術者	管理技術者	照査技術者	担当技術者								
																																					実施設計付き工事の実施設計部分	実施設計付き工事の実施設計部分					
施工管理	現場代理人	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	○*	○*	○*	○	○	○	○	×	現場代理人	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	○	△	×	×	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	×		
	主任技術者又は監理技術者(専任)	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	△	○*	○*	○	○	○	○	○	×	主任技術者又は監理技術者(専任)	元請負者	1人	必要	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	×	
	専門技術者	元請負者	複数人	必要	○	○	○	○	×	△	○*	○*	○	○	○	○	×	専門技術者	元請負者	複数人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	×
		下請負者	複数人	不要	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	専門技術者	下請負者	複数人	不要	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
安全管理	専任技術者(担当する工種の施工期間中現場に常駐)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	△	○*	○*	○	○	○	○	×	専任技術者(担当する工種の施工期間中現場に常駐)	元請負者	複数人	必要	○	○	○	×	△	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	×	○	×		
		下請負者	複数人	必要	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	下請負者	複数人	必要	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
	総括安全衛生監理者	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	総括安全衛生監理者	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
	統括安全衛生責任者(常駐)	元請負者	1人	必要	○	△	△	△	×	×	×	△	△	△	△	×	統括安全衛生責任者(常駐)	元請負者	1人	必要	○	△	△	△	×	×	×	△	△	△	△	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
混在工事の他の元請負者		1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	混在工事の他の元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
元方安全衛生管理者(専属)	元請負者	1人	必要	○*	○*	○*	○*	×	×	×	○*	○*	○*	○*	○*	元方安全衛生管理者(専属)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
	元請負者	1人	必要	○*	○*	○*	○*	×	×	×	○*	○*	○*	○*	○*	元方安全衛生管理代理者(元方安全衛生監理者が職務を遂行できないときは常駐)	元請負者	1人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
照査管理	照査担当主任技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	○*	○*	×	×	○	照査担当主任技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○	×	×					
	照査担当技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	○*	○*	×	×	○	照査担当技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
設計管理	管理技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	○*	○*	×	×	×	管理技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
		元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	○*	○*	○	○	×	照査技術者	元請負者	1人	必要	○	○	○	○	×	△	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×					
	元請負者	複数人	必要	×	×	×	×	×	×	○*	○*	×	×	×	担当技術者	元請負者	複数人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					
	元請負者	複数人	必要	×	×	×	×	×	×	○*	○*	×	×	×	担当技術者	元請負者	複数人	必要	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×					

○：各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる
△：現場代理人と兼任しており、各技術者等に必要とされる資格要件を満たすことによって兼任できる

新：機械設備工事共通仕様書（2019年4月）	旧：機械設備工事共通仕様書（平成30年7月）	変更内容
※：統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者及び元方安全衛生管理代理者の相互で兼任することはできない。 （例：専任技術者が、元方安全衛生管理者と元方安全衛生管理代理者の両方を兼任することはできない(専任技術者が、元方安全衛生管理者もしくは元方安全衛生管理代理者のいずれかとの兼任は可)）		追加
×：兼任できない	×：兼任できない	